

公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和8年8月20日

1 入札に付する事項

(1) 件名

令和8年度サーベイメータ及び個人線量計修繕業務

(2) 修繕対象機器の名称、数量、保管場所等

別紙「仕様書」のとおりに

(3) 業務期間

契約日から令和9年3月19日（金）まで

(4) 入札方法

入札金額は、修繕対象となっているサーベイメータ及び個人線量計の修繕費用の総額を記載すること。また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和8～10年度一般競争入札参加資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 修繕対象となっている機器について、保守点検又は修繕を行った実績があること。

3 入札書の提出場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県県民環境部防災局原子力安全対策課原子力防災グループ

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089-941-2111 (代表) 内線 2341

089-912-2341 (ダイヤルイン)

(2) 入札関係書類の交付

令和8年8月27日(木) 午後5時15分まで愛媛県ホームページ

(<http://www.pref.ehime.jp/>) でのダウンロード又は上記(1)の場所での手渡しにより交付する。

(3) 入札の日時及び場所

令和8年8月31日(月) 午前10時00分

愛媛県庁舎第一別館3階災害対策室

即時開札とする。

4 その他

(1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及契約保証金

ア 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第137条の規定に該当する者については、入札保証金の納付を免除することがある。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、愛媛県会計規則第154条の規定に該当する者については、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望するものは、入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 申請書の受付時期

令和8年8月20日（木）から8月27日（木）午後5時15分まで

イ 受付場所

上記3の（1）に掲げる場所

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、最低制限価格が設定されているので、それを下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者は落札者とししない。

ついては、次の事項に留意すること。

ア 最低制限価格が設定されていること。

イ 最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、当該入札をした者は落札者とししないこと。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。